

高福第 179 号  
平成28年6月30日

協同組合日本接骨師会  
会長 登山 勲 様

米沢市長 中 川



米沢市の医療助成費差別扱い注意の要望について（回答）

平成28年6月24日付けで要望のありました表題の件につきまして下記のとおり回答いたします。

記

<要望の趣旨>

米沢市が市民サービスとして医療助成費制度を設けているが、この取り扱いについて憲法の「法の下での平等」を無視する取り扱いを行っています。この事について法の下での平等な取り扱いとするようお願い申し上げます。

<要望への回答>

本市では、高齢者の健康保持と心身の安らぎを図る目的で、当該年度中に満年齢68歳以上となる方を対象に、はり、きゅう、マッサージ助成券（1,000円の助成券10枚綴り）を交付しております。

現在、助成の対象となる施術について、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく免許を有し、かつ、米沢鍼灸マッサージ師会に加入している者が行う施術としておりますが、今後は、上記の資格を有し市内に店舗を構えている方であれば同様の取扱いとなるように規程の改正を行いたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、平成28年度中に規程の改正を行い、その後に予算確保や助成対象施術者の広報による募集を行ったうえで、平成29年度当初から事業を実施したいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

担当 健康福祉部 高齢福祉課  
高齢者福祉係  
TEL 0238-22-5111  
内線3704